平成２８年（フ）第２７８号
佐賀市神野東４丁目10番27号　ヴィラージュ神野202
債務者　古賀　将太
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９号
佐賀県鳥栖市原古賀町349番地
債務者　田中寿賀子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９号
宮崎市大字新名爪12番地29
債務者　西山　和彦
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６号
宮崎市大塚町樋ノ口1898番地　第３サンフローラルハイツ405号、前住所福岡市中央区清川３丁目14番11―202号
債務者　新名翔太郎
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３号
鹿児島県薩摩川内市平佐町4232番地１　光葉台ハイツ205
債務者　山口　健二
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第３２３６号
大阪市淀川区田川１丁目14番20号　エレガンス安井　３－Ｄ号
債務者　中村　　眞
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７７８号
大阪市東住吉区住道矢田８丁目11番８号
債務者　鈴木　孝雄
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０５６号
大阪府高槻市南大樋町15番６号
債務者　佐藤　　唯
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０５７号
大阪府大東市朋来１丁目33番802号
債務者　喜田　浩司
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１１７号
大阪市淀川区東三国６丁目12番19号　青山マンション　301号
債務者　猪岡　宏明
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１１８号
大阪市天王寺区舟橋町15番14号
債務者　漢陽こと高原昌彦こと　高　　昌彦
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１３５号
大阪府茨木市下中条町13番６号片桐マンションＡ―33号
債務者　西岡みゆき
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１４１号
大阪市淀川区十三元今里１丁目５番19号　メゾン356　301号、前住所大阪市淀川区十三本町２丁目３番４号
債務者　カラオケ居酒屋日南娘こと　中西　安子（旧姓外山）
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１５６号
大阪府東大阪市三ノ瀬３丁目６番26号　ヤシャールＹ　102号
債務者　エマ・ショゼームこと　松尾　　寛
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１６１号
大阪府門真市上島町６番４―202号
債務者　富本　知孝
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１９１号
大阪府枚方市堂山３丁目１番22―14号、前住所大阪府寝屋川市緑町44番13号
債務者　石松　義郎
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２０５号
大阪府東大阪市中石切町３丁目５番12号　ヴィレッジ小枝南棟　302号
債務者　福西　賢一
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部